

絵本のまち板橋公式 Facebook ページ運用ポリシー

(目的)

第1条 この運用ポリシーは、「板橋区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、絵本のまち板橋公式 Facebook ページを適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用ポリシーにおいて使用する用語の意義は、板橋区ソーシャルメディア運用基準で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) Facebook

米国 Meta, Inc が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

(2) 絵本のまち板橋公式 Facebook ページ

絵本のまち板橋に関して、創造都市デザイン課が発信主体となり、運用する Facebook ページをいう。

(3) 運用ポリシー

絵本のまち板橋公式 Facebook ページの運用方針や取り決めをいう。

(運用体制)

第3条 絵本のまち公式 Facebook ページの運用に係る管理体制は次のとおりとする。

(1) 運用管理責任者（以下、「管理者」という。）は、創造都市デザイン課長とする。

(2) 運用補助者は、創造都市デザイン課職員とする。

(3) 管理者は、必要に応じて、運用補助者の範囲を変更することができる。

(アカウント)

第4条 絵本のまち板橋公式 Facebook ページのアカウント登録内容は次のとおりとする。

(1) アカウント名：絵本のまち板橋

(2) ユーザーネーム：ehonitabashi

(3) その他の事項については、管理者が別に定める。

(なりすまし等の防止)

第5条 絵本のまち公式 Facebook ページにおけるなりすまし対策は次のとおりとする。

- (1) 第三者によるなりすまし等を防止するため、板橋区公式 Facebook ページのアカウント情報を区公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。
- (2) なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信の内容)

第6条 絵本のまち板橋 Facebook ページにより区民等に発信する情報は次のとおりとする。

- (1) 絵本のまち板橋の取組・イベント情報のうち、画像・映像共有の手段により広く区民等に周知すべき情報。
- (2) その他、管理者が適当と認める情報。

(投稿方法)

第7条 板橋区公式 Facebook ページへの投稿は次のとおりとする。

- (1) 投稿は原則として管理者の判断を必要とする。ただし、次の各号における場合はこの限りではない。
 - (ア) 絵本のまち板橋公式Instagramの投稿と同じ内容の投稿を行う場合。
 - (イ) イベントの様子やイベントの開催日時などあらかじめ投稿内容の範囲が限られており、管理者の判断を必要としない場合。
- (2) 前号ただし書きに基づく投稿がなされた場合は、投稿後速やかに管理者へ報告しなければならない。

(区民等からの投稿写真利用方法)

第8条 区民等からの「絵本のまち板橋」に関連する投稿写真を区公式ホームページ及び板橋区広報媒体にて活用する。別紙のとおり投稿写真の利用方法を定め、区ホームページに常時掲載し、利用方法についての周知を行う。

(遵守事項)

第9条 絵本のまち板橋公式 Facebook ページの運用にあたっては、区が別に

定める「板橋区ソーシャルメディア運用基準」を遵守する。

(免責)

第 10 条 この運用ポリシーは、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

附 則

この運用ポリシーは、令和8年7月7日から施行する。